

10月の税務

- 1 特別農業所得者への予定納税基準額等の通知
通知期限 … 10月17日
- 2 個人の道府県民税及び市町村民税の納付（第3期分）
納期限 … 10月中において市町村の条例で定める日
- 3 9月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付
納期限 … 10月11日
- 4 8月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・（法人事業所税）・法人住民税〉
申告期限 … 10月31日
- 5 2月、5月、8月、11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日
- 6 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日
- 7 2月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉 …（半期分）
申告期限 … 10月31日
- 8 消費税の年税額が400万円超の2月、5月、11月決算法人の3月ごとの中間申告〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日
- 9 消費税の年税額が4,800万円超の7月、8月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（6月決算法人は2ヶ月分）〈消費税・地方消費税〉
申告期限 … 10月31日

中央税務会計事務所ニュース

今月の 経済用語

配偶者控除

配偶者控除は、専業主婦やパートで働く人の年収が103万円以下の場合、世帯主（夫）の課税所得が一律で38万円控除される制度。年収が103万円を超えないように働く時間を調整するパートの主婦も多く、女性の就労を妨げる「103万円の壁」との指摘がある。

働く女性が増えた今の実態に合わず、女性の働き方を制限し、働き手不足を助長している懸念から政府税制調査会は、2017年度税制改正で、配偶者控除を見直す方針を表明した。

夫婦であれば働き方を問わずに適用する「夫婦控除」への転換を検討。税収減を抑えるため、適用を受ける世帯に所得制限を設ける方向で議論を進める。

平成28年度税制改正にみる

加算税制度の見直し

現在、日本の国税の基本は納税者自ら所得金額や税額を計算し、それに基づいて申告・納税をする「申告納税制度」が採用されています。その中において「加算税制度」により、過少申告や無申告などの不誠実な行為に対して特別な経済的負担を課すことで、課税の公平を実現し、適正な申告・納税を促すとされています。

平成28年度税制改正では、この加算税制度が強化されることになりましたので、改正の背景にある考え方や全体像について把握しておくことが肝要です。そこで今号では、見直しが行われた加算税制度の概要についてふれてみました。

平成28年度税制改正において、納税環境整備の一環として、以下のようなか加算税制度を強化する方向での改正が行われました。一つは税務調査の事前通知直後の修正申告等に対応するもので、もう一つは短期間に無申告や仮装・隠ぺいを繰り返す者に対して加算税を加重するというものです。

これらの改正は、現行制度の規定を逆手にとった課税逃れが相次いでいることから見直しが行われたとされています。

■新たな加算税制度の概要

①事前通知後の修正申告等に係る加算税の見直し

【現行制度の内容】

現行では、調査があったことにより更正または決定があるべきことを予知（以下、「更正予知」といいます）しないので修正申告した場合に、過少申告加算税は課されず（0%）、期限後申告または修正申告した場合の無申告加算税の割合は5%に軽減

されます。これは、申告納税制度の普及を図るため、自発的な修正申告を奨励することを目的とするものであるとされています。

一方、調査を受けた後に修正申告または期限後申告をする場合には、前記加算税の不適用や軽減措置は適用されず、通常の割合による過少申告加算税または無申告加算税が課されることとなります。

【改正の背景】

平成23年度税制改正により、税務調査に関しては税務署からの事前通知が義務化（平成25年1月施行）されましたが、その後、事前通知直後に多額の修正申告または期限後申告を行い、加算税の賦課を回避している事例が顕著になりました。

そのため、当初申告のコンプライアンスを高める観点で、「事前通知」から「更正予知」までの期間について、加算税の新たな基準（更正予知後の加算税より一段低い加算税）が設けられることになりました。

【改正の概要】

具体的には、調査の事前通知以後（調査を行う旨、調査対象税目、調査対象期間の通知以後）、かつ、更正予知（その調査により更正または決定があるべきことを予知）する前にされた修正申告に基づく過少申告

加算税の割合（現行0%）については5%（期限内申告税額と50万円のいずれが多い額を超える部分は10%）とし、期限後申告または修正申告に基づく無申告加算税の割合（現行5%）については10%（納付すべき税額が50万円を超える部分は15%）となります（源泉所得税の不納付加算税は対象外）。

ただし、次の修正申告等については、この改正の適用対象から除外されています。

◆調査対象を区分する場合における、その調査対象とならない部分に係る修正申告

◆他の税目における更正の請求に基づく減額更正に伴い、調査対象税目において必要となる修正申告等

◆相続または贈与税について、遺産分割が確定するなどして任意に行う修正申告等

【更正予知とは？】

実務面で問題となるのが、「更正予知」に関する解釈で、過去の裁判でもその判断などについて争われています。

事務運営指針によれば、更正予知とは、その者（事業者、納税者）に対する臨場調査、その者の取引先に対する反面調査またはその者の申告書の内容を検討した上で非違事項

(申告漏れ)の指摘等により、その者が具体的な調査があったことを了知したと認められた後に修正申告書が提出された場合が「予知していた」に該当しますが、臨場のための日時の連絡を行った段階で修正申告書が提出された場合には、原則として「更正があるべきことを予知してされたものに該当しない」との取り扱いが示されています。

② 短期間に繰り返して無申告や 偽装・隠ぺいが行われた場合 の加算税の加重措置の導入

【現行制度の内容】

現行の無申告加算税の割合は、原則として15%（納付すべき税額が50万円を超える部分は20%）であり、また、「偽装・隠ぺい」に基づく重加算税の割合については、過少申告加算税または不納付加算税に伴うものは35%、無申告加算税に伴うものは40%となっています。

【改正の背景】

現行の加算税率は、無申告または偽装・隠ぺいが何回繰り返されたかに関係なく一律であるため、意図的にこのような行為を繰り返す者に対しての牽制効果は極めて限定的であるとされていました。そこで、このような悪質な行為を

防止するために、短期間に繰り返して無申告加算税または重加算税を賦課されることになった者に対する加算税を加重する措置が設けられることになりました。

【改正の概要】

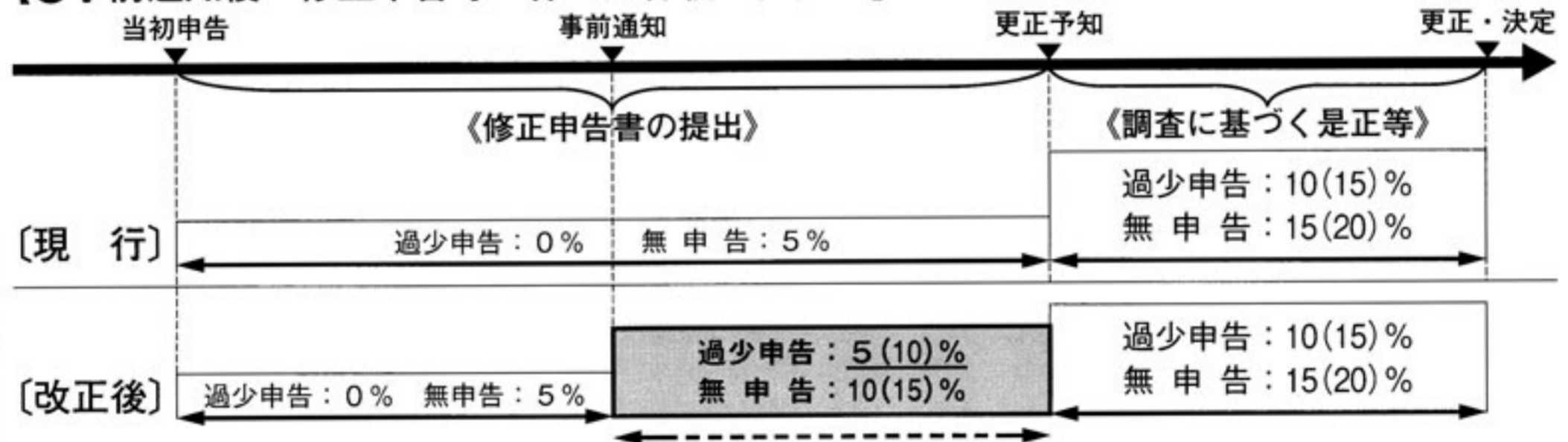
具体的には、「過去5年以内」に無申告加算税（更正予知によるものに限る）または重加算税を賦課された者が、再び「無申告または偽装・隠ぺい」に基づく修正申告書の提出を行った場合について、それぞれの加算税を10%加重する措置が導入されます（過少申告加算税および源泉所得税の不納付加算税は対象外）。なお、地方税の加算金制度（不申告加算金、重加算金）についても同様の見直しが行われます。

■適用時期

前記①および②の改正は、平成29年1月1日以後に法定申告期限が到来するものから適用されます。

以上、今年度税制改正により加算税制度はより厳しく制度化されました。場合により税額に大きな差が生じる可能性もありますので、適正納税はもちろんのこと、申告期限徒過などの理由により不要な加算税が課せられように注意しましょう。

【①事前通知後の修正申告等に係る加算税の見直し】



【②短期間に繰り返して無申告や偽装・隠ぺいが行われた場合の加算税の加重措置の導入】

